

一部内容に訂正があります。訂正箇所は下線で示しています。

## 第35区 地域課題等に対する意見交換会にご参加いただきありがとうございました

先般、地域課題等に対する意見交換会にご参加いただき誠にありがとうございました。意見交換会でお聞きした主なご意見とその回答を次のとおりまとめましたので、ご覧ください。

日時：平成29年11月21日（火） 午後7時～ 場所：ひばりヶ丘第一集会所  
参加者：18人

### 【テーマ】

#### 1. 多治見市市政基本条例の検証について

##### 多治見市 企画防災課からの説明

「多治見市市政基本条例」とは市の憲法ともいえるべき条例である。地方分権が進み地方自治体の自治権が拡大する中、市職員や市議会議員が権力を濫用すると市民の権利が侵害されてしまう。同条例では、このような権力の濫用を防ぎ、市民主体による市政の運営を実現するため、市民自治の確立とそれに伴い必要となる自治体の基本的ルールについて定めている。例えば、市民の市政に対する知る権利を保障する「情報公開」に関すること、市民が市政に参加する機会を保障する「市民参加」（例えば、パブリック・コメントや市民との懇談会など）に関すること、市の「総合計画」に関することなどを定めている。多治見市は、この多治見市市政基本条例に基づいて市政運営を行っている。

### ●テーマ提案者からの質問

- ①広報紙の発行が月2回から1回に減らされたこと
- ②後期地区懇談会が選択制の意見交換会に見直されたこと
- ③総合計画の策定期間を2年間から1年間に短縮されたこと

これら3点は、市民主体で市政運営を行っていく上では、①市政情報の共有の問題、②市民参加というもの、③独特な総合計画の位置づけ という点から考慮すると、市政基本条例の理念にもとる施策だと考えられる。まず、この点について行政の考え方はどうか質問する。

### 回答（多治見市 秘書広報課）

平成23年までは広報紙を月2回発行していたが、平成24年からは月1回の発行に変更

した。広報紙の編集時間を確保し、編集内容を充実させることなどが理由である。しかし、広報紙の発行回数を減らすことで市民サービスが低下しないように、即時性の高い情報については SNS（市ではフェイスブックを運用）やホームページを利用するなど、さまざまな情報媒体を活用している。

「多治見市市民参加条例」では、市民参加の手法の一つとして「市民との懇談会」について定めている（同条例第 11 条）。「市民との懇談会」については、従来、市長が市政に関する説明した後に地域との意見交換会を行う春の懇談会、地域の課題について意見交換を行う秋の懇談会の、年 2 回の懇談会を行っていた。しかし、秋の懇談会については、地域課題に関するテーマを毎回設定することが難しいとの話もあり、市民参加の機会を担保した選択制の開催へと変更した。その後も見直しを行い、地域課題に関するテーマについては、校区単位よりもさらに小さい区単位の方が設定しやすいことから、平成 28 年度からは区単位で開催する「地域課題等に対する意見交換会」へと変更した。

#### **回答（多治見市 企画防災課）**

策定期間の短縮は計画を軽んじているのではなく、スピード感を持って計画策定にあたるためである。

#### **●テーマ提案者からの質問**

多治見市は総合計画に基づいた計画行政を行っている。しかし実際は、総合計画に記されていない事務もあると思うが、例えばどのような事務があるか。

#### **回答（多治見市 企画防災課）**

総合計画には、市として取り組むべきことを定め、議会で議決を受けている。しかし、総合計画に定められたこと以外にも、法定受託事務や広域的に取り組む必要がある事務などを処理している。

#### **●テーマ提案者からの質問**

法令の自主的な解釈と運用について、どのように対応しているか。

#### **回答（多治見市 企画防災課）**

市の裁量で処理する事務もある。この場合、市内部で組織する政策法務委員会という委員会で、市としての適切な法解釈を協議している。

#### **●テーマ提案者からのご意見**

例えば、4 年ごとに「多治見市市政基本条例」を検証する検証委員会のようなものを市で設けるとよいと考える。

## 2. 地域あいのりタクシー運行支援制度について

### 多治見市 都市政策課からの説明

郊外地域における移動手段の確保のため、あいのりタクシーの取り組みを支援している。支援内容としては、タクシーの実額運賃（メーター運賃）と利用者負担額（300円以上）の差額部分のうち半分を区、町内会などの地域が、残りの半分を多治見市が負担する補助制度である。補助要件としては、区や町内会などの運営組織によるタクシーの貸切運送契約であること、隣接する小学校区までの運行であることなどがあるが、平成29年度から開始したばかりの支援制度であるため、状況を見ながら制度内容を見直す予定である。これまでの実績としては、池田町（第26区）、根本ステーションパーク、廿原町内会の3件あり、他にも14団体から支援の相談を受けている（平成29年11月21日時点）。

### ●テーマ提案者からの質問

地域あいのりタクシー運行支援制度を導入するに至った経緯は何か。

### 回答（多治見市 都市政策課）

JR多治見駅を中心に東鉄バスやききょうバスが走っているが、バスを全ての地域に走らせることは難しい。郊外地域の交通手段の確保には、必要な地域で必要な時間に利用することができる、タクシーを活用した制度が適当だと考え制度を導入した。

### ●テーマ提案者からの質問

「あいのり」である必要はあるのか。ひとりでの利用はできないのか。

### 回答（多治見市 都市政策課）

基本的には「あいのり」を前提とした制度である。しかし、時間帯によってはひとりの利用しかない場合もあると考えられるため、必ず「あいのり」をしなければならないというわけではない。

### ●テーマ提案者からの質問

なぜ地域負担を制度に組み込んだのか。

### 回答（多治見市 都市政策課）

あいのりタクシー導入にあたっては、地域でしっかり議論していただき、地域が責任を持って制度を運用していただきたいと考えている。市単独の負担で制度設計すると市の財政負担が大きくなるだけでなく、ルートや時間など地域の公共交通を考えていただく意味も含めて地域の負担をお願いしたい。

●**テーマ提案者からの質問**

これから制度を普及させるにあたっての課題はあるか。

**回答（多治見市 都市政策課）**

実際に支援制度を導入した地域では、利用頻度や行き先などについて事前にアンケートを行った。アンケートでは、あいのりタクシーがあれば利用するという回答が多かったが、実際は、本当に移動手段がなく困っている一部の方の利用にとどまるなど課題がある。今後は地域の状況を見ながら、制度内容を検討していく必要がある。

●**出席者から質問**

利用者負担はどれくらいか。

**回答（多治見市 都市政策課）**

補助の対象となる要件として片道 300 円以上の利用者負担を求めているが、金額については地域ごとで適切な金額設定をしていただくことになる。

●**出席者から質問**

実際に「あいのりタクシー」の利用を始める場合、どこに相談すればよいか。

**回答（多治見市 都市政策課）**

地域で導入を検討する場合、都市政策課担当にご相談いただきたい。

●**出席者から質問**

支援制度を受ける際の運営組織は、区、町内会のどちらでもよいか。また、「あいのりタクシー」を利用できる対象として制約はあるか。

**回答（多治見市 都市政策課）**

区、町内会のどちらでも運営可能である。利用対象者については、明確な規定はない。このため、各地域で協議していただき、適切な利用者を設定していただければよい。

### 3. 空き家対策について

**(1) 多治見市 企画防災課からの説明**

倒壊する恐れのある危険な空き家などは、管理不全で周囲に著しい影響を及ぼしているとして「特定空家等」に認定し、市が管理者に対して助言・指導、勧告、命令、代執行などを行うことができる。平成 29 年 11 月 21 日時点で、危険な空き家に関して市に通報があった件数は 130 件、そのうち 17 件が所有者によって解体・撤去済みである。

**(2) 多治見市 都市政策課からの説明**

市では、空き家のリフォームや取り壊しに対する補助制度を設けており、平成 29 年 4 月からは対象区域や対象要件などを一部拡大している。平成 28 年度に 1 件、平成 29 年度に 3 件の補助実績（平成 29 年 11 月 21 日時点）がある。

●**テーマ提案者からの質問**

危険な空き家に関する通報があった場合、すぐに現場を確認するのか。

**回答（多治見市 企画防災課）**

通報があった場合、担当者がすぐに現地を確認し対応する。しかし、空き家の所有者へ通知するとき、所有者情報を税務情報から入手するため、既に所有者が亡くなっている場合などは、相続人を調査する必要があり、対応に時間がかかる場合がある。

●**テーマ提案者からのご意見**

市で空き家を借り上げて、地域住民に安価で提供するような仕組みがあると良いと思う。

●**テーマ提案者からの質問**

草木などで荒れている空き地などは、市に通報するとどのような対応になるのか。

**回答（多治見市 企画部長）**

市の環境課の担当になるが、危険空き家の通報と同じように、通報をいただくと所有者を調査し、所有者に対して草刈など適切な処理をお願いする。

●**テーマ提案者からの質問**

市営住宅の空き家を若年の自立支援者のために使用できないか。

**後日対応（多治見市 建築住宅課）**

若年単身者は市営住宅の入居要件に合わないが、他の要件もあるため入居希望の場合は相談を受ける。また、自立支援に関しては市の福祉課や生活自立支援センターでも相談できる。

#### **4. 都市公園の使用料徴収について**

**多治見市 緑化公園課からの説明**

「多治見市都市公園条例」では、公園を占有する場合は占有内容に応じて使用料を納入することとなっている（同条例第 19 条）。ただし、同条例では利用料の減免（同条例第 22 条）の記載があり、詳細な内容は「多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則」で規定されている。同規則では目的外使用料の全額免除の規定（同規則第 5 条）があり、従来は自治会が都市公園を占有する場合、例えば夏祭りなどで使用する場合は全額免除の規定を用いて使用料の徴収を行っていなかった。しかし、同規則にはどのような団体に対して、どれくらいの減免割合であるかを定めた条項がある（同規則第 4 条）。これによると、自治会が公の施設などを使用する場合は、使用料は 5 割減免と規定されている。このため、本来は自治会の減免割合について記載のある同条項を適用するべきであるとの考えから、平成 29 年度より改めて使用料（5 割減免）を徴収することとした。しかし、自治会が学校施設を利用して地域活動を行うとき、使用料を全額減免としていたということが

判明した。このため、自治会の減免割合については同様に扱うべきとの考えから、平成 30 年度からは従来通り自治会の都市公園の使用料は全額減免とする予定である。

●**テーマ提案者からの質問**

都市公園条例上、都市公園の使用料を徴収することだが、条例の解釈が間違っているのではないか。同条例の占用の内容を見ると、「物品の販売」や「展示会」などが挙げられており、これは事業者があてはまり自治会があてはまらないのではないか。

**回答（多治見市 緑化公園課）**

条例で定めてあるが、平成 30 年度に「多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則」を改定し、自治会の都市公園の使用料を全額減免とする予定であるため、ご理解いただきたい。

**5. 日本ガイシ株式会社による生活環境の影響について**

**多治見市 企業誘致課の説明**

日本ガイシ株式会社は、平成 30 年 3 月から長瀬テクノパークで半導体製造装置用セラミックス（サセプター）の生産工場の建設に着手する予定である。工場で働くのは全て正社員（約 100 人）の予定である。社員は 100 人程度で二交代制であるため通勤による交通量への影響は少ないと考えられる。また、騒音などについても環境に配慮する事業者であるため問題ないと思われる。市が事業者のアフターフォローを随時行い、地域住民の理解を得ながら事業を進めていく。

●**テーマ提案者からの質問**

工場稼働後、トラックは 1 日何台くらい通るのか。

**回答（多治見市 企業誘致課）**

1 日に 2～4 トントラックが約 10～15 台程度、通ると聞いている。

●**テーマ提案者からの質問**

長瀬テクノパークから中田橋に続く市道には歩道がなく危険である。日本ガイシ株式会社の工場建設に伴い、道路の改良も併せて行う予定はあるか。

**回答（多治見市 企業誘致課）**

長瀬テクノパークから中田橋の交差点付近までは、計画的に歩道を設置していく予定であると聞いている。

●**テーマ提案者からの質問**

実際は日本ガイシ株式会社ではなく関連会社が誘致されると聞いたが本当か。

**回答（多治見市 企業誘致課）**

日本ガイシ株式会社の100%出資会社であるNGKセラミックデバイス株式会社が運営を任されるが、長瀬テクノパークの土地売買契約、市との協定締結先は日本ガイシ株式会社である。

**6. その他**

●**出席者からの質問**

春ごろに開催する地区懇談会と同じように、今回開催した地域課題等に対する意見交換会も、あらかじめ開催日時・場所を広報紙に掲載すると良いと思う。

**回答（多治見市 秘書広報課）**

地域課題等に対する意見交換会は選択制であり、まずは希望地域を募集するため、あらかじめ開催場所・日程の調整をすることが難しい。各区長と相談しながら、開催しやすい方法を検討していく。

●**出席者からの質問**

地域課題等に対する意見交換会について、テーマに関係する管理職職員だけではなく、さまざまなテーマに波及する恐れがあるため、可能な限り全ての管理職職員に出席してもらいたい。

**回答（多治見市 秘書広報課）**

区長からあらかじめご意見が出そうなテーマを伝えていただければ、テーマに関係する職員の出席を調整させていただく。

●**出席者からの質問**

希望ヶ丘クリニックの南側に緑地がある。市の緑地を宅地造成の事業者売却したとのことだが、1年以上放置された状態で、草が生い茂っている。個人情報保護の観点もあるだろうが、市からどこの事業者売却されたのかを区長や町内会長に報告してもらいたい。何か問題があったとき、事業者と連絡ができない。

**回答（多治見市 緑化公園課）**

市の開発指導課の担当になるが、担当者から事業者側に土地の管理の件で地域からご意見が出ていることを伝えさせていただく。

意見交換会の主なやりとりはホームページにも掲載しています。

多治見市ホームページ <http://www.city.tajimi.lg.jp>

問い合わせ 多治見市役所 秘書広報課 勝見、松尾、虎山

電話22-1372（直通） または 22-1111（内線1471）